

早期療育支援金支給のご案内

心身に障がいのある6歳未満の児童が発育期の適時に、障がいの軽減や機能の向上を目的とし、町外の病院や施設に通院・通所する場合、障がいをもつお子さんを送迎する保護者に支援金を支給します。

【対象児】 南越前町に居住する身体や知的に障がいを有する6歳未満の児童

*手帳の有無は問いません。 *満6歳に達した日の属する年度までが対象です。

【支給額】 越前市内に通所または通院する場合 1回あたり 500円

越前市以外に通所または通院する場合 1回あたり 1,000円

【支給月】 7月・10月・1月・4月が支給月です。支給月の前3か月分を支給します。

【申請方法】 早期療育支援金支給申請書兼請求書、通所・通院証明書を持参の上、保健福祉課に申請してください。

*詳細は、保健福祉課までお問合せください。

■問合せ 保健福祉課 ☎ 47-8007

免疫を失った方の予防接種再接種費用助成について

骨髄移植や抗がん剤治療等の医療行為により免疫を失い、接種済みの定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断された方に対して、予防接種再接種費用を助成します。

● **対象者** 次の全ての要件を満たす方を対象とします。

- 再接種を受ける日において南越前町に住民登録があること
- 医療行為により免疫を失い、接種済みの定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断されていること
- 定期接種が、予防接種に関する法令で規定する回数および間隔により行われていること
- 接種済みの定期接種の記録が母子健康手帳等で確認できること

● **対象となる予防接種** 次の全ての要件を満たす予防接種を対象とします。

- 接種済みの定期接種で、医師に接種の必要性が認められた予防接種であること
- 予防接種法に規定するA類疾病に係る予防接種であること
- 平成31年4月1日以降の予防接種であること

● **助成額** 対象となる予防接種に要した費用

● **手続き** 事前に申請が必要となりますので、詳しくは、お問合せください。

■ **問合せ** 保健福祉課 ☎ 47-8007

南越前町地域おこし協力隊活動 NEWS

～出張温泉入浴講座始めます～

温泉ソムリエ、温泉入浴指導員などのお風呂関連資格を持つ門田隊員が要望に応じてどこでも出張し、温泉入浴講座を行います。

昨年実施した「南えちぜん湯めぐりスタンプラリー」内でミニ企画として行った温泉入浴講座。参加者の方からもご好評をいただき「またやってほしい」との要望を受け、今回出張版として復活しました。温泉の泉質から安全で効果的な入浴方法まで、お風呂の知識を深める講座です。イベント・仲間内の集まり・老人会など、人が集まる場所ならどこでも伺いますので、お気軽にお声がけください。

■ **申込み・問合せ** 観光まちづくり課 地域おこし協力隊 門田 ☎ 47-8013

✉ kanmachi@town.minamiechizen.lg.jp



例えばこんなことを話します！お風呂の豆知識

テレビなど、お風呂の入浴シーンでよく見かけるタオルを頭の上に乗せている光景。これにはちゃんと意味がある行為だということをご存知ですか？

タオルを頭の上に乗せる最大の理由は「のぼせ防止」です。入浴中は体に水圧を受け頭に血流が集中するため、のぼせやすい状態になります。そこで頭を冷やすために濡れたタオルを乗せるという行為が効果的なのです。

安全な入浴をするためにご家庭のお風呂でも濡らしたタオルを頭の上に乗せる習慣を持ちましょう。

